

10
9
8
7
6
5
4
3
2
1
0

報 過

號日八月一十

歐洲戰爭と印度の動向

國際放送宣傳戰は

如何に戰はれつゝあるか

—會社職員給與臨時措置令の解説—

五錢

週報

第一六〇號
昭和十一年十月八日發行

内閣印刷局印刷發行

(判[A5]格規定國はさだの書本)

登録商標 ペークライト

積層品 成型品 成型粉末
塗料 油溶性 レジン…
金属其他の不足物資をペークライト
製品によつて代替し、その恒久化を
圖り新時代に適應する企畫を御立て
下さい。使用個所に依つては不足物
資以上の優秀な性能を發揮します。
(説明書進呈)

日本ペークライト株式會社
本社 東京市日本橋區室町二ノ二
営業所 東京市赤坂區溜池十二

アシシア株式會社
Asahi Chemical Industry Co., Ltd.

露光量違いにより重複撮影

紅經濟統制

經濟政策協定
力あることは國民の大なる義務で
あると同時に反対の行爲
あることは非國民的行爲
することがあります。

であります。

週報

(第十六号)

内閣情報部編輯

- 十一月三十六日(水) 前段重印
- 十一月二日(水)
- ▼ソ聯抑留米船フリント號釋放を發表
- ▼聖上陛下賜到所賀成法實驗五十年記念日に當り大審院同檢事局以下在京五法衙に行幸、優選なる勅語並賜る。又興朝院會議首官府に開催、新中央政機對策その他につき協議を行ふ。
- 十一月二十七日(金)
- ▼米國武器禁輸廢棄上院通過
- 十一月二十八日(土)
- ▼九月中に於ける全支鐵合議案
敵艦擊死總四萬七千七百餘、捕虜五千百餘を大本營發電報表
▼獨ソ、ポーランド分離國境線の實地調査開始
- 十一月二十九日(日)
- ▼第十回明治神宮國民祭育大會開會に當り、秩父鐵道苦難下令旨を賜ふ
- 十一月三十日(月)
- ▼第二回臨時溝通開拓民審議會
溝通開拓基本方針決定
- 十一月二十二日(火)
- ▼津浦銘南京に於て西尾總司令官、板垣總參謀長と會見
相、外相の外全部更迭
- 百億貯蓄へ……………完
- 最近公布の法令 内閣官房總務課一覽

露光量違いにより重複撮影

財政経済

本邦國債とは國
力である。これが
力の大きな事務と
同時にして、反
対する事は非國民的
行為である。

週報

(第十六号)

十月十六日木 制版開始

十一月一日水 聖上陛下裁判所構成法實施

▼ソ聯抑留米船フリント號釋放を發表

▼五十周年記念日に當り大賽院同檢

事局以下在京五法衙に行幸、儀

式なる勅語を賜ふ

▼興亞院會議首相官邸に開催、新中央政權

對策その他につき諮詢を行ふ

▼九月中に於ける全支綜合戰果

敵將軍死體四萬七千七百餘、捕

虜五千百餘と大本營陸軍部發表

▼獨ソ、ボーランド分割國境線

十二月一日より鎮守府を設置する旨海軍

省發表

▼汪兆銘、旅順出雲で

及川支那方面艦隊司令官と會見

▼獨ソ、ボーランド分割國境線

十二月一日より鎮守府を設置する旨海軍

省發表

▼汪兆銘、旅順出雲で

及川支那方面艦隊司令官と會見

▼英帝國會議開く

十一月二日木

▼第十回明治神宮國民體育大會

開會に當り、秩父總裁宮殿下令

旨を賜ふ

十月三十日火

▼第一回臨時滿洲開拓民審議

會、滿洲開拓基本要綱決定

後、外苑競技場へ行幸あらせら

る、▼政府外米輸入手配進行中

と内閣發表

▼農山漁村用資材

の配給調整大綱、商兩省より

發表

十一月三日水

▼汪兆銘南京に於て西尾總司令官、板

垣總參謀長と會見

▼伊内閣改選、首相外相の外全部更迭

ノ時間」を實施

裁判所構成法施行五十年ニ際シ
司法部職員ニ賜ハリタル勅語

物價停止と俸給
大・藏・省・三
十・會・社・職・員・給・與・臨・時・指・置・令・に・つ・い・て

國際放送宣傳戦は
如何に戦はれつゝあるか

選信 省・元

歐洲戦争と印度の動向

外務省情報部・四

百億貯蓄へ.....元

最近公布の法令

内閣官房機務課・四

裁判所構成法施行五十年ニ際シ

司法部職員ニ賜ハリタル勅語

昭和十四年十一月一日

皇祖考立憲ノ鴻謀ニ本ツキ司法權行使ノ制ヲ定メラレ裁判所構成法ヲ施行セシメ
惟フニ司法ハ國家ノ安寧ト國民ノ福祉トヲ保持スル所以ニシテ其ノ運用ノ如何ハ
タマヒテ茲ニ五十年其ノ成績ノ觀ルベキモノアルハ朕ノ深ク憚ブ所ナリ

實ニ政教ニ影響スル大ナルモノアリ今ヤ國運隆興シ政務更張ノ秋ニ當レリ事ニ司
直ニ從フモノ惟レ正惟レ直私ヲ去リ公ニ奉ジ格勵奮勵以テ法ノ威信ヲ昂揚セムコ
トヲ期セヨ

物價停止と俸給

—會社職員給與臨時措置令について—

大藏省

應急物價對策の一環を爲すものであつて、價格・運送

賃・保管料・貸貸料・加工費等の引上禁止、勞務者の質

金の一般的引上の禁止等と一聯の關係に在るものであ

る。

勞務者の賃金の一般的引上禁止に照應して勞務者以外

員給與臨時措置令とその施行規則とは、十月二十日より施

行され、會社職員の給與は政府の監督の下に置かれるこ

となつた。この勅令は先般政府の發表した通り、九月

十九日の閣議で決定された國家總勵員法の發動に依る

ても適當であり、且つ必要であるといふので、これが制

定を見ることがいつたわけである。

事柄の本旨からいへば、労務者の賃金の一般的引上禁止が、雇傭主の會社たると個人その他たるなどを問はず、一律になされるのに照應して、労務者以外の者の給與についても單に會社の職員の給與のみならず、會社以外の法規するものが當然であり、また労務者の賃金と労務者以外の者の給與とを別々の法規で規定し、別々の官廳で取扱ふ必要もないわけであるが、こゝに問題となるのはこの勅令の根據法規である。

即ち、國家總動員法第六條に於ては、政府は「賃金其ノ他ノ勞働條件」に關し、必要なる命令を爲すことを得る旨を規定してゐる關係から、本條に基づいては、勞務者以外の者の給與の制限についても規定を設け得ないからして、この種の者の給與を規正するには、結局、國家總動員法第十一條に基づく會社の經理に關し、必要なる命令

りして、同一精神に基づいて適切な規正が行はれるやうにする旨に方針を決定したのである。

國家總動員法第十一條 上述のやうな次
政令ハ職時ニ際シ國家總動員上 第で、會社職員給
與臨時指揮令(以

必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ
依リ會社ノ設立 資本ノ増加、合
併、目的變更、社債ノ募集若ハ第
下簡單に給與令と稱
することにするは、
國家總統員法第十一

（回以後ノ株金ノ拡達ニ付偏重若
ハ禁止ヲ爲シ、會社ノ利益金ノ處
分、償却其他經理ニ關シ必要ナル
命令ヲ爲シ又ハ銀行、信託會社
の一部として制定
の經理に關する命令

保険會社其ノ他勅令ヲ以テ指定ス
ル者ニ對シ資金ノ運用ニ必要ナル
命令ヲ爲スコトヲ得
せられたものであ
るが、同條に基づ
く會計監理を關する

る命令としては、既に本年四月、會社利益配當及資金融通令
中にも、その第七條に於て

卷之三

卷之三

卷之三

ପ୍ରାଚୀନ କବିତା ଓ ମହାକବି

•

として勅令を制定する外ならぬ。この結果、労務者の賃金に關する勅令とは別個に勅令を制定し、且つ會社の職員の給與だけに限つて今回の措置を講ずることになつたのである。従つて會社以外の法人・個人等の事業に從事する者の給與については今回は何等國家總動員法第六條
政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定期所ニ依り從業者ノ使用ムル入若ハ解雇又ハ賃金其ノ他ノ勞務條件ニ付必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得
いのである。しかしこれ等の者の給與についても會社の職員の給與と同一歩調で進むことが望ましいのであつて、況んや國の官吏、

異に置いては仕事さへと
そこで政府では今回の措置を講ずることを決定すると
同時に、會社の職員以外の者の給與についても官吏につ
いて自ら範を垂れるのは勿論、各種の監督權の運用に依
るなり、或ひは國民精神總動員運動の活動に期待するな

命令を受けることがあるわけである。
關 係 法 規

<p>りして、同一精神に基づいて適切な規正が行はれるやうにする旨に方針を決定したのである。</p> <p>(三) 會社利益配當及資金融通令との關係</p> <p>國家總動員法第十一條</p> <p>政府ハ職務ニ際シ國家總動員上 必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ 依リ會社ノ設立、資本ノ増加、合 併、目的變更、社債ノ募集若ハ第 二回以後ノ株金ノ拂込、付制限若 ハ禁止ヲ爲シ、會社ノ利益金ノ處 分、償却其他經理ニ關シ必要ナル 命令ヲ爲シ又ハ銀行、信託會社、 保險會社其ノ他勅令ヲ以テ指定ス ル者ニ對シ資金ノ運用ニ必要ナル 命令ヲ爲スコトヲ得</p> <p>會社ハ其ノ經營ヲ堅實ナラシムル爲經理ニ關シ左ノ各號ニ掲 申にも、その第七條に於て</p> <p>第で、會社職員給 與臨時措置令(以 下簡単に給與令と稱 することにする)は、</p> <p>國家總動員法第十 一條に基づく會社 の經理に關する命令 の一部として制定 せられたものであ るが、同條に基づ る命令としては、既に本年四月、會社利益配當及資金融通令 の經理に關する、會社職員の給與に關する臨時措置の大體の内容を</p> <p>(四) 關係法規</p> <p>以下會社職員の給與に關する臨時措置の大體の内容を</p>
--

説明するに先だち、關係の法規を列舉すれば

會社職員給與臨時措置令（勅令）

會社職員給與臨時措置規則（勅令）

船員給料臨時措置規則（勅令）

船員給與臨時措置調査委員會官制（勅令）

の四つである。この内、**船員給料臨時措置規則は、船員**は職員たる者も労務者たる者も一貫して取扱ふことを便宜とする船員行政の立場から、**會社職員給與臨時措置令**と**賃金の一般的引上禁止**を規定する**賃金臨時措置令**との兩勅令に基づいて船員の給料賃金に関する施行規則を取り纏めたものであつて、従つて會社職員給與臨時措置令の施行規則は會社の職員中、船員以外の職員に關するものと船員に關するものとの二つに分れてゐるわけである。

本稿では便宜上船員以外の職員の給與に關する部分の説明を主とし、船員に關する部分は必要な最小限度にて止めることにする（以下括弧内の「令」は給與令と同じく「則」は施行規則の略稱とする）。

業の使用人と異なるものが多いので、前に述べたやうに個人企業の從業員については、今回の制限が適用せられないこととの均衡を考慮したのと、現行の金融統制に関する法規では臨時資金調整法でも、又會社利益配當及資金融通令でも一應資本金二十萬圓以上の會社を目標としてゐることに歩調を合せたものである。

併し單に資本金二十萬圓以上の會社のみに適用を限定すると、大半の相互保険會社は、多數の從業員を擁し、他の會社と區別する必要がないのに拘はらず給與令の適用から外れることになり、又資本金は少くとも從業員数の比較的多いものには給與令を適用することが適當なので、この資本金に依る區分では適用外であつても、閣令を以て給與令を適用すべき會社を定め得ることとし、閣令で職員（職員の定義については後述する）數が常時三十人以上の會社と定めたのである（則第一條）。

なほ船員に關しては運輸省令に依つて一隻の總噸數五百噸以上の船舶を所有する會社に給與令を適用することになつてゐるが、これも船員行政上の必要に基づいたも

（一）給與令の適用範囲

給與令の適用を受けるのは會社だけであることはいふ迄もないが、その中でも

（1）資本金二十萬圓以上の會社

（2）その他閣令を以て定める會社

にその適用を限定してゐる（則第二條）。

先づ（1）の資本金二十萬圓以上の會社であるが、こゝに資本金といふのは、公稱資本金をいふのであつて株式會社では株金總額、合名會社・合資會社及び來年一月から施行される豫定の有限會社法に依る有限責任會社等では出資總額、株式合資會社では株金總額及び出資總額の合計額、相互保険會社では基金總額をいふ。資本金二十萬圓以上の會社の數は全國で大體一萬五千位である。

資本金三十萬圓以上の會社に限定した理由は、資本金二十萬圓未滿のものは概ねその規模が小さく、むしろ個人企業に準ずるものが多く、又その職員の如きも個人企

（二）給與令の對象となる給與の範囲とその分類

給與令の對象として制限を受ける結果は、報酬・給料・手當、賞與・交際費・機密費その他名義の如何を問はず、會社が職員の業務の對價として支給する金錢・物その他の利益である（則第四條）。

（1）ここで先づ職員の定義を明らかにしておかなければならぬが、給與令で職員といふのは次に掲げる者である（則第三條）。

（イ）機關として會社の業務に從事する者—之を役員と稱す

ることにしてある。即ち株式會社の取締役とか監査役、

合名會社・合資會社の業務執行社員の如きものである。

（ロ）會社の役員を除き

（ハ）會社に雇用せられる者—通常の意味のいはゆる社員である。

b 前號の外會社の業務に從事する者であつて、閣令の定むる者—閣令では之を顧問・相談役・嘱託その他、稱の如何を問はず、繼續して會社の業務に從事する者

と規定してゐる(則第二條)

右を總稱して社員と稱することとしてゐる。何れも労務者たるものは含まれない(令第三條第一款)。

茲に労務者といふのは賃金臨時措置令第三條の賃金を受ける者のことであるが(令第三條第一款)、之は要するに労働の對價として賃金を受くる者といふのと同意義で、實質的にいへば筋肉的労働を主とするものである。具體的な事例としては、賣子・タバコスト・電話交換手・守衛等については契約の起る場合もあると思ふが、會社に於て從來職員として取扱つてゐる場合の外は労務者と見なすべきものと考へる。これ等労務者に關しては賃金臨時措置令の適用がある場合が原則的である。

(2) 給與は右に述べたやうな職員の職務の對價として支給する金銭、物その他の利益であつて、その名稱の如何は之を問はない(令第四條)。

給與令第四條に例示してゐるやうに、役員の報酬、社員の月給を初め手當、家族手當、在勤手當等

ではない。例へば、旅費の如きものは實費辨償と目すべきものであつて給與の觀念には入らない。尤も旅費の名稱を冠してゐても、旅行の内容に相應しくないやうな金額を支給するやうな場合は、實費辨償の範圍を逸脱するものであつて給與令の對象たる給與と見るべきであらう。また社員出張の場合の餓別とか、家族死亡の場合に於ける通例の弔慰金のやうなものなど、職員に對しその冠婚葬祭に際し贈與するものは大體に於て職務の對價ではないであらうから、これは給與令にいはゆる給與とは見ない。又醫療施設等の如く福利施設と認められるものも職務の對價ではない。

尙ほその物又は利益の支給が職務の對價たる給與の額に關係なく行はれる場合、又はその物なり、利益なりの支給を受けることが職務上の義務の遂行に直接必要な場合、例へば、鐵道會社の踏切番が番小屋兼居宅に居住する場合とか、船員に對する航海中の給食のやうなものも給與令にいはゆる給與ではない。

各種の手當、年末等の賞與は勿論、交際費、機密費等の名稱に依るものであつても、渡切などの形式で支給せられその實質が職務の對價と認められるものはこゝにいふ給與である。

また支給の時期も定期であらうと不定期であらうと、又在職中であらうと、退職の際であらうと之を問はない。従つて退職手當、退職の際の慰勞金、恩給は職務の對價たる性質を有し給與令の對象となる給與である。尤も職員死亡の場合に給する退職金弔慰金及び遺族扶助料は給與とは認めない。

又單に金錢に依るものだけではあるまい。定期乗車券、食事、被服等の如き實物の給與であるとか、住宅の利用の如き利益の支給もこゝにいふ給與である。尙ほ會社經理上役員賞與の如く利益金處分の性質を有するものも、社員に對する賞與の如く損金たる性質を有するものも均しく給與である。

たゞ職員の職務の對價といふ以上實費辨償の性質を有するものや損害賠償の如きものは給與とはいふこと解すべきである。

(3) 右に述べた所によつて定められる給與を分類すると、大體次の如くなる。

(イ) 定期的に支給する給與

a 一定の金額者は數量又は一定の割合に依るものと、給料、報酬、定期的の諸手當等

(ロ) 隨時に支給する給與

a 一定の金額若は數量又は一定の割合に依るものと、退職手當、特別手當等

b 然らざるものと記念賞與、解散手當等

(ハ) 繼續して利用せしむる施設と社宅の供與等

右の内イのaは即ちいはゆる給料、報酬、定期的の諸手當等の類で給與の根幹を爲すものである。現物給與も含むから毎日食事を給するとか、半期半期に被服類を給與するとかこれらに屬する。

イのりはいはゆる賞與の類で年末とか益とか支給は一定してゐるが、給與の内容は一定の基準がなく

會社の營業成績等で變動するものである。

(口) の a は支給の時期は不定期であるが、支給は一定の事實の存在に伴つて發生し、且つその内容は一定の金額、數量又は割合に依つて定まるものをいひ、例へば、一定の基準に依つて支給する退職手當、危險な仕事に從事する場合の一定の特別手當のやう

なものをいふ。
尙ほこゝに一定といふのは各人に對する支給の金額、數量、割合が一定してゐることをいふのであつて、役員賞與の如き利益金の何割以内といふやうな最高限の定があつても、それはこゝにいはゆる一定の割合ではない。

(口) の b は全く臨時の給與で例へば、會社設立二周年記念賞與とか、合併記念賞與とか、會社解散の場合の手當の如く一齊に支給するものであらうし、又何か特別の功績のあつた者に對する臨時の賞與とが、特に功勞のあつた社員の退職のときに特別に支給する手當とかのやうに特定の社員に對し隨時に、

給與令の施

群島の各地域であつて、この何れかに本店を有する會社は施行地域内に於ける給與の支給についてのみならず、施行地域外に於ける給與の支給についても給與令の適用を受ける。

適用を受けるのであつて、例へば、朝鮮に本店のある會社の支店が内地に在る場合に於ては、以下に述べる各種の報告、承認、許可等はその内地の支店に於ける給與の支給についても、朝鮮で行はることになるのである。
尙ほ給與令施行地外に本店のある會社の日本に於ける支店に關しては、その支店を獨立の會社として取扱ひそぞの資本金なり、職員數なりの標準に依つて給與令を適用することになるのである。

卷一

らしめるこゝである。この準則は給與令では給料手當の準則と稱してゐるが三種類ある。第一種は九月十八日に於けるその會社の給料手當の支給に關する準則であり、第二種は新設會社等の如く、九月十八日に於ける準則のない會社について後に述べる通り主務大臣の許可を受け

は、給料手當を増給し、又は新たに支給することを得ないのである。これ等の準則に依つて行ふ場合の外、新たに支給する場合には主務大臣の許可を受けなければならないのである（令第五條）。即ち從來通りの定期的昇給その他準則にある所に従つて手當などを新たに支給することは何等差支へないが、給料手當の基準を一般的に引上げて一般的に給料手當を増給することは、主務大臣の許可を受けて準則を變更し、新たな準則に依つてする場合の外はできないのであって、又一般的な増給でなく個々の職員について準則よりも特に昇給期間を早めるやうな場合は、主務大臣の許可を受けなければならぬのである。

尙ほ本條に於て「増給」といつてゐるのは増加支給の意味であつて、例へば、九月十九日以降給與令の施行前に準則によりない一齊増俸を行つた場合、施行後に於てその増俸した金額を支給することは準則に依らない増給といふことになり、勅令施行後に於ては原狀に復歸しなけれ

11

- 10 -

10

ばならないのである。又新たに支給するといふのは、新規入社者に對し初任給を支給する場合とか、新らしく手當を支給する場合のことである。

(二) 給料手當の準則の意味

給料手當の準則とは、給料手當の種類・階級・金額・数量・率・支給又は増減の標準・初任給の標準をいひ、要するにその會社の給料手當に関する一切の基準たる成文、又は慣習法たる規則をいふ(令第5條)のである。

九月十八日に於ける給料手當の準則といふのを具體的に説明すれば、次のやうなことになるわけである。

(イ) 九月十八日現在に於て、その會社がどういふ種類の給料手當を支給することにしてゐたか、その態様一之は例へば、月給一本だけであつたとか、本俸たる月給以外には物價手當とか、家族手當とか、或ひは在勤手當等を支給してゐたとすれば、その種類、名稱は如何になつてゐたかといふことである。

(ロ) 九月十八日現在のその會社の給料手當はどういふ階級に区分されてゐたか、その態様一この階級といふのは、本

標準として昇給されることになつてゐたか、例へば、二級俸から一級俸への昇給には一年乃至二年半を要するとか、一年について現給の何割とか或ひは十四乃至十五圓を標準として昇給せるとかいふやうなことである。

(ホ) 九月十八日現在に於てその會社の初任給の標準はどうなつてゐたか、その態様一初任給といふのはその會社に新たに入社する者の入社後最初の給料手當の支給の標準をいふのであつて、新規に就職する未經驗者については、大學卒業者七十五圓、専門學校卒業者五十圓、中學校、商業學校卒業者四十圓等といふやうに、又轉職して入社する既經驗者に在つては、その者が入社前他社から支給を受けてゐた給料手當の何割増しであるとか、卒業年次別に依り、その會社で過去に採用した同一學歴の者と同一の待遇を與へるとかいふがやうなその標準である。

尙ほ新たに入社する者が最初から部長とか、課長とか一定の職務又は地位に伴つて給料手當の標準が定ま

俸についていへば、例へば一級俸とか二級俸とか一定の名稱あるものはその名稱をいひ、一定の名稱がなくても五十圓、六十圓、七十圓、八十圓等と一定の段階を設けてゐるものはその各段階が階級である。

手當については階級のある例は少いであらうが、職務、地位等に伴つて、金額、數量、率が異なる場合に於ては、その異なる各態様がこゝにいふ階級である。

(ハ) 九月十八日現在のその會社の給料手當の金額・數量、又は率はどう定められてゐたか、その態様一之は給料手當の種類、階級別といふのであつて、本俸は一級俸が何圓で、手當は家族手當が家族一人に付き何圓とか云ふことである。特に數量といつたのは實物給與があるからである。又率といふのは、本俸の何割とか又は契約金高の何割とかいふ割合のことである。

(ニ) 九月十八日現在に於けるその會社の給料手當の支給又は増減の標準は如何なつてゐたか、その態様一之は例へば、手當はどういふ條件の下に何時支給するのか、又月給はどういふ経過年月を標準として、又何の位の金額を

(三) 給料手當の準則の報告、その制定と變更の手續

(イ) 九月十八日に於ける給料手當の準則の報告と承認

會社は九月十八日の給料手當の準則を給與令施行後三十日以内、即ち十一月十九日迄(給與令施行後の資本増加・合併による資本増加を含む)又は職員数の増加に依つて給與令の適用を受ける會社となつたものは、かかる會社となつた後三十日以内に至務大臣に報告しなければならない(令第6条第一項、則第五條)。

ここで九月十八日現在の準則がどう云々形式で存在してゐたかが問題である。給與規定とか、昇給内規とか、成文の規則が定まつてゐるのはその成文の規則の内容が立派な準則であることは勿論であるが、このやうな成文の規則のある會社は寧ろ少數であらうが、どんな會社でも從來の慣習に依つて一應

給料手當の準則は定まつてゐる筈である。この場合にはその慣習に依る標準がこゝにいふ準則であつて、成文たるものも、慣習たるものも、いづれもその效力は同じである。

たゞ主務大臣に報告する準則は、會社の内規又は慣習として九月十八日現在に於て成立してゐたことを會社が、例へば、何月何日に内規を制定したとか、或ひは過去に相當の事例があるとかに依つて證明することができるものでなければならぬのであつて、もし一部分にこの證明のできない部分がある場合には、例へば、それに相當する前例がないと云ふやうな場合には、その準則について主務大臣の承認を受けたものでなければならないのである。(令第六條第一項・則第六條)。

この承認についても給與令施行後三十日以内、即ち十一月十九日迄(給與令施行後の資本増加・合併を含むり又は資本増加によつて給與令の適用を受ける會社となつたものは、かかる會社となつた後三十日以内)に申請

書を提出しなければならないのであつて、申請に對し主務大臣が承認を與べたときは改めて報告する手數を省略するため、前記の準則の報告を爲したものと見なされることはなつてゐる(則第六條第三項)。

尙ほ報告を爲し、又は證明のできない部分について承認を受けるには、準則の形式が各會社ばかりの儀では不便であるので、閣令で一定の様式に據らしめることにして、その記載方については施行規則に詳細な注意が擧げられてゐる(則別表第一號様式及其ノ記載心得)。

(2) 九月十八日に於て給料手當の準則なき會社と新設會社の準則の制定

前述した所は九月十八日に現存してゐた會社のことであるが、この期日後に設立された會社には九月十八日現在の給料手當の準則がある筈がない。又九月十八日に現存してゐた會社でも、設立後間もないため、職員に給料手當を支給したことなく、従つて準則のない會社もあるだらうから、これ等の會

社は新たに準則を定め主務大臣の許可を受けなければならぬことになつてゐる。(令第七條)。即ち新らしく設立された會社は設立後三十日以内、從來から存在する會社は給與令施行後三十日以内即ち十一月十九日迄(新設會社又は九月十八日に於て準則のなかつた會社で、設立の際又は給與令施行の際に給與令の適用を受けなかつたものが、その後の資本増加・合併に依るものを含む)又は職員数の増加に依つて給與令の適用を受ける會社になつた場合は、かかる會社となつた後三十日以内に主務大臣に準則の許可申請書を提出しなければならないのであつて、許可申請書は取扱の便宜上前述した報告の場合と同一の様式に據ることになつてゐる(則第七條・別表第二號様式)。

所でかう云ふ會社は準則について許可を受ける迄は、給料手當を全然支給することができないのであるが、この點については新設會社の場合には臨時資金調整法に依る設立許可の際に内審査する等の方法に依り、許可事務の處理は特に迅速ならしめることが

は勿論であり、一方會社でも許可を受けるまでの期間は許可を受けることを條件として一應支給して置くことは別段差支へないと認められる。

尙ほ九月十八日以前に給料を支拂つたことのある會社は、すべて兎も角給料手當の準則のある會社で、唯その中に未だ實施したことのない部分や、判然と定つてゐない部分を含んでゐるのである。この種の場合には、會社の當局者の中には會社には給料手當の準則がなく、新たに制定して認可を受けなければならぬと思ふ人が少くないと思ふが、それは少くとも慣習に依つて準則が成立してゐるものであつて、支拂の實績のある部分は證明のできる部分であり、昇給の標準の如き大體の豫定はあつても未だ實際に昇給させた例がないならばそれは證明のできない部分であつて、この部分については前に述べた主務大臣の承認を受ければよいわけである。

即ちかかる會社は、こゝにいふ給料手當の準則のない會社ではないのである。

(3) 給料手當の準則の變更

會社が給料手當の準則を變更するときには、主務大臣の許可を受けなければならない(令第八條)。現在の準則が他の會社と比較し、著るしく不合理であるやうな場合には許可を受けて準則を變更する途が開かれてゐるわけである。尙ほ準則の變更の許可申請書も、準則の報告書の場合と同一の様式に據り別に理由書を添付することになつてゐる(則第八條)。尙ほ現在の給料手當の準則に依らないで給料手當を増給し、又は新たに支給する場合にはそれが特殊臨時的なものであれば給與令第五條但書の規定に基づいて準則に依らない増給又は支給の許可を受けることにならし、一般慣例的なものであれば準則の變更についての許可を受けることにならう。

三、賞與に關する制限

(一) 概要

給與令では賞與を「給料手當以外の定期に支給する給與」と

難しく定義してゐるが、要するに定期に支給する給與であつて、各人に對する支給が「一定」の金額若しくは數量又は「一定」の割合に依らないものをいふのであつて、通常にいふ賞與と大體一致した概念である。この「一定」の意義については、前述した通り、役員賞與等に關し定款の中に賞與は利益の一定期以内と規定してゐるものはない。

給與令の賞與の制限に關する規定はいさゝか複雑で分りにくいか、要するに

- (1) 前年賞與を支給せざりし時期に、役員又は社員に對し賞與を支給する場合には主務大臣の許可を受けなければならぬ。但し支給せんとする賞與の合計額が閏令の定むる限度を超えない場合は差支へない。
- (2) その他の場合、即ち前年に於て賞與を支給した時期に相當する時期に役員又は社員に對し賞與を支給する場合には、各の相當時期に於ける賞與率を超えて支給してはいけない。但し支給せんとする賞與

の合計金額が閏令の定むる限度を超えない場合、又は主務大臣の許可を受けた場合には差支へない。

(二) 前年支給せざりし時期に於ける賞與の支給

前年支給せざりし時期に於て賞與を支給するといふのは、

(1) 例へば、給與令施行前一年間に於ては年一回年末に賞與を支給してゐた會社が、もう一回六月にも賞與を支給することにする場合のやうに、賞與支給の回数を増加する場合

(2) 給與令施行前からある會社で、給與令施行前一年間に於ては一回も賞與を支給しなかつた會社が、新たに賞與を支給する場合

給與令施行後的新設會社が賞與を支給する場合

例へば前年は六月、十二月の二回に支給した會社

が、本年は三月、九月に支給するといふやうに支給

期を變更する場合

の四つの場合がある。尤も支給期を變更する場合でも、

17

事業年度を繰下げしたため、昨年は五月まで十月月だったのが本年は六月と十二月になるやうに、一ヶ月程度の比較的短期間のずれを生ずるやうな場合は、本年の十一月には昨年の十一月に對し相當時期と見るべきであつて、このやうな場合は前年支給しなかつた時期に於て賞與を支給するものとして取扱ふ必要はない。

この四つの場合には、主務大臣の許可を受けなければならぬ(令第九條第一項、則第十條)。たゞ支給する賞與が如何に少額でも、必ず許可を受けるのは甚だ煩雑であるから、支給せんとする賞與の合計金額が閏令の定むる限度を超えない場合には許可を受けなくともいいことにしてあるわけである。この閏令の定むる限度といふは、給與令施行前一年以内に役員又は社員に對し賞與を支給しなかつた會社が役員又は社員に對し賞與を支給する場合、即ち前記(ロ)及(ハ)の場合に限り設けられ、役員と社員とに別けて次のやうに定められてゐる(則第九條)。

(1) 役員に對する賞與に關しては、百圓にその賞與の属する事業年度の月數を乗じて得たる金額に、當該事業年度

末に於ける役員數を乗じた金額を限度とする(則第九條第一款)。例へば六ヶ月事業年度で、事業年度末の役員

が十人とすれば、百圓に六を掛けて六百圓。その十

倍即ち六千圓になるわけであつて、百圓としたのは

一年を通じて役員一人當千二百圓平均を限度とする

趣旨である。なほ、賞與の屬する事業年度といふの

は、勿論賞與分配の源泉たる利益の屬する事業年度

の意味であつて、又事業年度の月數といひ、又事業

年度末といふのは、役員賞與の性質上事業年度の中

間に於て賞與を支給することがないからである(實

際上中間賞與が行はれてゐるとしてもそれは一種の

假拂に過ぎないと認める)。

(2) 社員に対する賞與に關しては、支給しようとする賞

與の支給期の屬する月の前月から、給與令施行後最初の賞

與支給の場合に於ては六ヶ月を越つた期間、二回目以後

の場合には同じく前月から最近の賞與の支給期の屬する月

迄遡つた期間内に支給した社員の基本給料——この基本

給料といふのは、通常月給とか本俸等といはれる給料

して一年を通じて見れば基本給料の四ヶ月分とか四

十割といふ計算になるわけである。

こゝで注意しなければならないことは、先づ賞與支給

の基準を合計金額で抑へたことであるが、これは賞與の

性質上各人の勤務成績を考慮されるのが當然で、各人別

の金額に觸れることは不合理と考へたのである。又役員

と社員とに於いて異つた規定をしたのは、役員について

は社員の場合の基本給料に相當する一定額の報酬の定め

のないものが多いので、基本給料の何割といふやうな割

合の觀念で律せられないからである。

尙ほ前に述べた(イ)及び(ニ)の場合、即ち給與令施行前一

年内に賞與を支給した會社が賞與支給の回数を増加する

場合と賞與の支給を變更する場合について、右のやう

な許可不要の限度を設けなかつたのは、かういふ會社は

後にも述べるやうに、前年の支給期に相當する時期に於て

その實績を基礎として定まる一定の金額迄は賞與を支給

することが出来るし、その實績が少額の場合には、今述

べたのと同じ金額迄は主務大臣の許可を受けなくても増

の基本たるべき固定給のことである(令第九條第二項)

第三號(一)の合計金額の三分の一に相當する金額を限度

とする(則第九條第三號)。例へば古くからあるが給與

令施行前一年以内には無賞與であった會社が、こ

の十二月に賞與を支給する場合は、前月即ち十一

月から六月を遡つた期間即ち六月乃至十一月の六

ヶ月間に支給した社員の基本給料の合計金額の三

分の一である。即ち基本給料の二月分に相當す

る。

本年十二月一日に設立された會社が明年三月に賞

與を支給する場合には、九月乃至二月の六ヶ月間に

支給した社員基本給料の合計金額即ち現實には十二

ヶ月乃至二月の三月分の一分即ち二月分といふこ

とになるわけである。又この後の例の會社が、更に

明年九月に賞與を支給する場合には、その前月たる

八月から最近の賞與の支給期の屬する月即ち三月ま

で遡つた六月間に支給した社員の基本給料の合計

金額の三分の二即ち二月分といふことになる。かく

前年に於ける賞與支給期に相當する時期に於て賞與を

支給するといふのは、前年同期に賞與支給の實績がある

場合のことであるが、この場合に於ては賞與の合計金額

は左記の制限を超えてはならない(令第九條第三項)。

(1) 役員に対する賞與に關しては、前年に於ける相當時

期に於て支給した賞與の合計金額を超えてはならない。但

し前年の相當時期に比較して役員數の増加がある場

合には、百圓にその賞與の屬する事業年度の月數を

乗じ、更にこれに當該事業年度末に於ける增加役員

數を乗じた金額だけ増加することが出来る(令第九條

第二項第一號則第一條第二項)。この役員數の増加に

伴ふ增加額は(二)の場合の役員賞與と同様増加した役

員一人當一年を通じて千二百圓を増加するといふ計

算である。

(2) 社員に対する賞與に關しては、支給しようとする賞

與の賞與期間即ち賞與を支給しようとする月の前月

から最近に賞與を支給した月まで、遡つた期間(則第

十一條第三項)に於て支給した社員の基本給料の合計

金額の月平均額に、前年の相當時期に於て支給した

賞與の賞與率を乗じた金額を超えてはならない。こ

の賞與率といふのは、その賞與の合計金額と、その

賞與の賞與期間(この期間の計算方法は後に述べる)に

於て支給した社員の基本給料の合計金額の月平均額

との割合である(令第九條第一項第二號)。

この制限を例示すれば、昨年六月と十一月、本年

の六月に賞與を支給した會社が今年の十一月に許可

なしに社員に支給し得る賞與の合計金額は、この會

社の今年の六月乃至十一月の間に拂つた社員の基本

給料の合計金額が六萬六千圓(この月平均額一萬一千

千圓)、昨年十一月の賞與の合計金額が三萬圓、昨

年の六月乃至十一月の間に拂つた社員の基本給料の

された會社が十二月末に賞與を支給した場合は、社員の基本給料を支給した最初の一ヶ月間即ち十二月中をいふことになるのである。

右に述べた金額を超える賞與を支給することは、原則として出来ないのであつて、その必要がある場合には、主務大臣の許可を受けなければならない(則第十二條)のであるが、こゝでも前に述べたと同様、いやしくも増加する場合には、如何に少額でもすべて許可を受けることを必要とすることは必ずしも實情に適しないので、やはり支給しようとする賞與の合計金額が閣令の定める限度を超えない場合には、許可を受けなくとも増加し得ることに定めてゐる。その不要許可限度の定め方は(二)に述べた限度の場合と全く同様の主義に依つてゐる(則第十一條第一項)。

尙ほこの上述した計算方法に依ると、賞與は一定期間の基本給料の合計金額が基礎となつて算出されることになるので、賞與期間が伸縮しても、それに依つて賞與の合計金額は自動的に増減しないことに

合計金額が六萬圓(この月平均額が一萬圓)と假定すれ

ば、前年の賞與率は三十割となるから、これを前記

の本年の基本給料の月平均額一萬一千圓に乗じて結

局三萬三千圓を限度とするわけである。

なほ前年に支給した賞與の賞與期間は、原則はそ

の賞與の支給月の前月よりその前最近の賞與支給

月まで、遡つた期間であるが、この最近の賞與支給

期が一年以上も前であつたり、又その前には賞與

を支給したことがない場合もあるので、その賞與

の支給期前一年以内に賞與を支給しなかつたとき

は、その支給期の屬する月の前月から一年を遡つ

た期間内に於て社員に基本給料を支給した期間

例へば昨年九月一日に設立した會社が昨年十二月に

金然支給しない場合は、社員の基本給料を支給した

賞與を出したやうな場合は、九月乃至十一月一日とし

最初の一ヶ月間とすることにしてゐる(則第十一條

第三項)。この後段は、例へば昨年十二月一日に設立

された會社が十二月末に賞與を支給した場合は、社員の基本給料を支給した最初の一ヶ月間即ち十二月中をいふことになるのである。

又賞與期間を伸して、昨年は六月と十二月であったのであるが、こゝでも前に述べたと同様、いやしくも

本年の十二月は昨年の十二月分に相当する賞與しか支給

出来ないことになつて、不都合を生ずる場合があるかも

知れないが、かういふ場合には主務大臣の許可を受けられ

ばいいのであつて、又その場合は少くとも昨年の二回分

の合計額までは大體許可されるものと思ふ。

(四) 給與令施行前一年以内の賞與支給實績の報告

給與令施行前一年以内に賞與を支給した會社は、その支給の時期及び種類並びに各支給期に於ける賞與の合計金額、役員數及び賞與率を一定の様式に依つて主務大臣に報告しなければならない(令第一條、則第十三條、別表第二號様式)。

四、臨時の給與に關する制限

給與令に於て臨時の給與として制限の對象となるものは役員又は社員の全部又は大部分に對し時期を同じくして支給するものである。

臨時の給與であつても閣令の定むるもの除外することとし(令第十一條第一項、閣令ではその除外すべき給與を職務に關し一定の事實があつた場合、一定の金額若しくは數量又は割合に依つて支給する給與と規定してゐる(則第十四條、則第三條第二號)。この除外部分は前に述べたやうに給料手當の中に含まれるのであつて一定の準則に依つて支給されるものであるからである。

會社が役員又は社員の全部又は大部分に對して時期を同じくして臨時の給與を支給する場合には、主務大臣の許可を受けなければならない(令第十一條第一項、則第十六條)。しかしこの場合如何に少額でもすべて許可を受けることは必ずしも適當でないから、支給しようとするとする給與の合計金額が閣令の定める限度を超えない場

といふのは算術的に過半數といふのとは必ずしも一致しないのである。その認定は給與令の精神に従つて決定しなければならない。又時期を同じくしてといふのも給與の支給の日が同日とか、同旬であることは勿論必要でなく、これも給與令の精神に鑑みて一定の幅を持たせて解釋すべきものである。

また役員に對する臨時の給與については、商法上株主総會等の決議を必要とすることは勿論であつて、この場合商法上の制限が撤廃されるが如き趣旨は全然ないことを念のため申添へて置く。

會社は凡そ臨時の給與を支給した場合には、それが許可を受けて支給したものでも、又前記の金額の範圍内であるため、若しくは役員又は社員に個々に支給したものであつた爲めに許可の入らないものでも、これを主務大臣に報告しなければならない(令第十一條第二項)。この報告は一定の様式に依つて毎月分を取纏め翌月十五日迄に提出することになつてゐる(則第十七條、別表第三號様式)。

合には許可を受けなくていいことにしてゐるのである。

この限度は年一回を限り臨時の給與を支給する場合にのみ設けられ、次の如く定められてゐる(則第十五條)。

(1) 役員に對する臨時の給與に關しては百五十圓にそ

の支給を受ける役員數を乗じた金額。

(2) 社員に對する臨時の給與に關しては、その支給を受くべき社員に對し支給期の屬する月の前月中に於て支給した基本給料の合計金額の二分の一に相當する金額。

この限度を年一回臨時の給與を支給する場合に限り設けることとしたのは、臨時の給與の性質上役員又は社員の全部又は大部分に對し年數回も支給するが如きことは寧ろ例外で、かくの如き場合が若しあるとすれば金額の多少にかゝはらず許可を受けることが適當であるからである。

尙ほ役員又は社員の全部又は大部又は役員と社員とに對き各別個にいふことは勿論であり、又大部分

以上が給與令に依る會社の一般職員に對する給與についての制限の内容であるが、會社の職員中、船員についてはこの外に特別規定が設けられ、會社相互間で船員の給料手當を協定した場合は、前述の給料手當に關する制限については、その協定をその會社の九月十八日に於ける準則と見なすこととし(令第十二條)、又主務大臣が必要と認める場合には、船員給料委員會に諮問した上でこの協定を協定の加盟會社以外の會社にも及ぼすことが出来るに至った(令第十三條)。これは勞務者たる船員については賃金臨時積貯令中にその旨の規定があり、會社の職員たる船員についてこれと取扱を異にすることは公當でないため、給與令に於ても船員に關してのみこの特例を設けたわけである。なほこの協定が出來た場合又はこの協定を加盟會社以外の會社にも及ぼした場合に、上述した九月十八日に於ける準則の報告、準則がなかつた場合の準則の許可、準則の變更の許可等があつ

たものと見なされ、會社としては特にその手續をとる必要がない(令第十四條)。

同趣旨の規定は價格統制令及び貨金臨時措置令中にも設けられてゐる。

六、脱法防止に関する規定

給與令では以上の如く給與を給料手當、賞與、臨時の給與の三種類に分ち制限を設けてゐるのであるが、給與令にはこのそれらの具體的の制限規定の外に會社は何等の名義を以てするか問はずこれ等の制限を免れる目的を以て役員又は社員に對し給與を支給することを得ないことを規定してゐる(令第十五條)。

この規定の趣旨は、如何なる名義でも實質が給與令の制限を免れるやうな給與を、その目的を以て支給することを禁止するものである。例へば同一系統の會社相互間で役員又は社員が相互に兼務し合つて給料手當を實質的に増給するとか、又は實際は許可を受けなければならぬいやうな臨時の給與を小人數づゝ幾回にも分つて支給するやうな場合は、脱法行為の懲罰なる例であるが、いづれもこの規定に對する違反になるわけである。なほこれ

給與令に依る各種の制限の施行を確保するため、他の國家總動員法に基づく勅令と同様給與令に於ても國家總動員法第三十一條の規定に基づいて主務大臣は報告を徵し、又は當該官吏をして必要なる場所に臨檢検査を爲さし得る権限が規定されてゐる(令第十六條)。

以上述べた各種の給與に關する實體的制限に對する違反行為には、國家總動員法第三十四條の規定に依り二年以下の懲役又は三千圓以下の罰金が科せられることになつて居り、情狀によつては懲役と罰金を併科せられることがある。但しこれは給與の支給者即ち會社側だけのことであつて、支給を受けた職員に關するものではない。又給與令に依る各種の報告義務の違反、検査の拒

九、給與令の取扱規則

否等には國家總動員法第三十八條、第四十二條に罰則が設けられてゐる。

九、給與令の取扱規則に関する事務の取扱規則

(令第九條、臨時の給與(令第十一條第一項)等の支給の許可の標準等をいのである。これ等の事項について主務大臣から諸問を受けだとき本委員會で調査するわけである。

(一) 職員給與臨時指揮調查委員會
本委員會は給與令施行に關する重要事項につき主務大臣の諸間に應する機關であつて(令第十七條、大藏省に置かれ、大藏次官を會長、關係各廳の官吏を委員として構成されるる委員會主導)。給與令施行に關する重要事項といふのは、例へば給料手當の準則の承認(令第六條第二項)、準則の許可(令第七條、準則の變更の許可(令第八條)等に際しての處理方針であるとか、準則に依らない給料手當の增給又は支給に關する許可(令第五條の標準、賞與

(1) 特別の法令に依り設立せられたる會社では當該會社を監督する所管大臣
(2) 取引所法、瓦斯事業法、保險業法、自動車製造事業法、工作機械製造事業法、製鐵事業法、輕金屬製造事業法、石油業
(3) 電氣事業法又は航空機製造事業法の適用を受ける事業のみを營む會社では選任大臣
(4) 地方鐵道法、軌道法又は自動車交通事業法の適用を受くる事業の

28

國際放送傳戰は

如何に戦はれつゝあるか

遞信省

今度の歐洲戦争で宣傳戦が如何に廣範囲にまた深刻に、戦はれつゝあり、列國が之のために如何にしてしおりをげつてゐるかは、さきに週報第一五七號で述べたが、本號ではこのうち特に華々しい活躍をしてゐる放送による宣傳戦について更に紹介しよう。

一、宣傳手段としての放送

ラヂオ放送こそ今日の最新鋭の宣傳手段であり、最強力の武器である。然らば放送の威力はどこに存するか。

(1) 放送は無比の迅速性をもつて到達後も電信の如く文字に翻譯する必要もなく、新

最後に念のために特に誤解のないやうにしたいのは、給與令は職員の給與の適正化を妨げるが如きものとして取扱はることは當局の最も希望しない所である。

給與令は會社職員の昇給を全然禁ずるものではなく、從來通りの定期的昇給が何等差支へないのは勿論、それ以外にも特に抜擢するやうな場合には許可申請書を出せば實情を審査して適當に許されるのであり、又九月十八日現在の準則が著るしく不合理な場合の如きも變更の許可申請書を出せば妥當と認められる限り許可されるのであつて不合理な儘に絶對的にストップさせることは必ずしも給與令の精神ではない。なほ賞與については前年同期の實績迄は許可を受けなくともいゝことは勿論、前年同期が少かつた場合又は新設會社とか給與令施行前一年間無賞與であつた會社等は、一定限度迄は許可を受けなくともいゝのであるが、これは勿論それ以上は絶對に許可しないといふのではなく、若し妥當な理由があれば適當に許可されるのである。この許可に關する方針は先に政府から之を發表したのであるが、一般の關係者はこの給與令の趣旨を諒解して其の適正圓滑な施行に充分協力せられたい。給與令が職員の給與の適正化を妨げるが如きものとして取扱はることは當局の最も希望しない所である。

寫眞週報

十一月八日發行

☆興國の力を誇る	— 第二回明治神宮國民體育大會 —
☆孫中山先生と皇軍	☆天皇陛下在京七法衛に行幸
☆張家口も小春日和	☆家庭救急箱—毒瓦斯にやられたたら
☆英佛戰時衣裳	内閣情報部編輯
定 價 十 錢	

兵營、工場、邸宅、街頭、酒場その他のいかなる場所にも

放送の電波は入り込む。宣傳戰の武器として放送を敵方に指向した場合には、身は國內にあつて聲は遠く敵首都

敵國全部を制壓することが出来るのであり、第三國に指向した場合には、全世界を己の舌の先三寸で同時に操るこども出来るのである。この廣播性が前述の迅速性と組合はされて放送の同時廣播性が生れ、放送聽取の容易さと相結合して大量説得、大衆宣傳手段としての放送の價値は斷然他の追随を許さぬものとなるのである。

(三) 放送は人心に對し絶大の浸透力、影響力をもつ。同じニーヨースにしても、又論說にしても、文字から読みとる場合に比して、感情を含んだ人間の聲を以て直接呼びかけられた場合にいかに人の心は動かされることか。又文字を解せぬ人達にまで、その效果の及ぶ範囲のいかに廣汎なることか。音樂又は演劇が人間に働きかけられる作用の偉大なことは更に發言を要しない所である。以上の如き放送の宣傳手段としての卓越性は、早くから各國の優秀な指導者によつて認識され、他日なずある時の

準備が既に以前から着々として行はれてゐたのであつた。

二、放送の準戰時體制

人類最後の戦争であると言はれた歐洲大戰の直後、世界中に戰爭反対永久平和確立の聲が高かつた時、既に各國の指導者たちは次の戦争の不可避免なることを認識してゐた。すなはちフランスのクレマンソーはヴェルサイユの平和會議の直後「平和は他の手段を以てする戦争の繼續である」と言ひ、又一九一九年イギリスのウインストン・チャーチルも「國軍の戦争が終つたのを以て戦争は既に去つたものと考へてはならない」と言つたのであつた。まことに人類の歴史が不斷の闘争の歴史であり、ヴェルサイユ條約が威力による不公平の強制であることを認められたことは理の當然と言へるであらうし、又口に國際平和を唱へ、他國を思想戦によつて征服しつゝ自國に關する限り、やるだけのことはどしきやつてのけだ彼等指導者の明敏さと愛國心とは敬意を表さねばならぬ

と思はれる。

かくて英佛側は自己の優位を維持せんがための軍備充實と他國の無力化に努力し、又ドイツはじり押して國力回復、再軍備の方向に進んだ。事態は次第に急迫の度を加へるにいたり、思想戰工作はいよいよ熾烈となつた。

この過程で於て生れ且つ成長したのが放送である。

一九二〇年北米合衆国ピッパード市のウェスティング電機會社KDKA局に於て呱々の聲をあげたラヂオ放送は、當初娛樂機關と目されたのであつたが、次第にその偉力が認められるに及び、各國の放送に対する關心は一日と高められたのであつた。

又一九二七年、はじめて英國チムスフォードの實驗

局から行はれた短波放送は、短波の持つ驚くべき遠距離力の故以て各國の共に注目する所となり、獨佛等の諸國が放送を企圖するに至つた。やがて一九三三年末から英國は「帝國放送」なる名稱の下に各殖民地、結局は全世界を相手とする毎日定時放送を實施するに至り、較的近距離に有效である。對外放送は在外自國人乃至本ドイツもまた一九三三年から「世界放送」と稱して定期短

波海外放送を行ふに至つた。

その後國際情勢次第に急迫化し、各國の戰時體制が強化せられるに及び、各國とも對外思想戰のために又自國の思想防衛のために放送を以て最強の武器となすに至り、放送内容の監督強化、放送局の増設、放送電力の増大、聽取者の增加、聽取訓練の徹底に懸命の努力を拂ひ、準戰時思想戰に火の出るやうな熱戦を演ずると共に併せて本格的大戰勃發の時に備へたのであつた。

以下今次動亂勃發直前各國はいかなる放送陣容を整へてゐたか、この點を見たいと思ふ。

一、對外放送

對外放送には、十數米乃至數十米の短波長電波を用ひる短波海外放送と、數百米の中波又は千數百米の長波による大電力放送との二つの區別がある。短波放送は遠距離に極めて有效であり、中波又は長波の大電力放送は比較的近距離に有效である。對外放送は在外自國人乃至本國人を祖國に結びつける意味も持つが、現在に於てはよ

り大いなる目的を對外宣傳に持つてゐる。

(一) 短波放送

(昭和十四年五月現在)

イ、イギリス——毎日延二十一時間の放送を英語・アラビア語・スペイン語・ポルトガル語・ドイツ語・フランス語・イタリア語の七ヶ國語を用ひて實施。

ロ、フランス——毎日延十九時間半放送。用語は佛・英・獨・伊・スペイン・ポルトガル・アラビアの七ヶ國語。

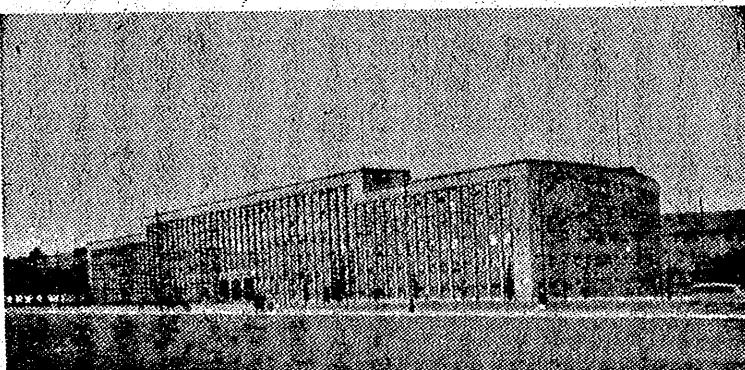
その他特殊種目にはルーマニア・セルビア・ギリシャ・ロシア・スペイン・日本語等をも使用。

ハ、ドイツ——一日延五十二時間放送。用語は歐洲のオランダ・スペイン・ポルトガルの五ヶ國語。ほかに時々アフリカ・アーン語・マレー語等をも使用。

ニ、イタリア——一日延二十時間放送。用語は歐洲の殆んど全部の國語の外、日本語・支那語・エスペラント・ヒンドスタン語・ベンガル語等十數ヶ國語を使用。

ホ、北米合衆國——一日延百三十五時間放送。英語の外、佛・獨・伊・スペイン・ポルトガル等の國語を使用。

(二) 中波又は長波の大電力放送(昭和十四年五月現在)



中波又は長

波の大電力放送は自國聽取者に聽取を容

易ならしめる

と同時に、近接

ベ國に對する對

外放送として

局ものであり、

各國競つてそ

の實施に努め

つゝある。五

十キロワット

以上の局だけ

でも英・九・獨

一一、佛一二、伊五、ソ聯八、北米合衆國三四に及び、

放送電力の如きも百キロ百五十キロはあらか一百キロ五百キロといふ局もある程である。

この大電力局による對外放送の中心は外國語ニュースで、例へば、英國は佛・獨・伊語を用ひて之を大陸に送り込み、ドイツは之に對して英語で放送する。フランスもドイツとの國境の局から盛んにドイツ語で電波攻勢をとる。伊に至つては英・佛・獨外十數ヶ國語を使用しての奮闘である。

以上短波といはず中・長波といはず、各國の放送は既に數年前から早晩より深夜に至るまで、全世界の空を戰場として間断なき電波の激戦を續けて來たのであつた。そして一人でも多くの人に自國の放送をきかせるべくあらゆる手段をとり工夫を廻らした。放送内容を面白くする爲めには非常な苦心が拂はれ、又聽取の人氣をとるためににはベルリンのスタデオから全世界の誰かに向つて誕生日のお祝ひが電波に乗つて送られるといった方法もとられてゐるのである。

二、國內放送

國際情勢の緊張するにつれ各國はそれゝ自國の國論を統一し、國家を一つの意思の下に指導して行く痛切な必要に迫られた。そしてそのために最適のものとして慧眼なる各國の指導者によつて第一位に選ばれたのが放送であつた。放送の国内宣傳機關としての驚くべき性能を發揮させるため各般の研究と改善とがなされた。

イギリスはたゞ専門の調査委員、諸問委員を任命して放送に關する事項全般につき研究調査させ、着々として実現に邁進した。

フランスも官營民營併存の形を漸次官營の方に向に推し企圖した。

しかして放送の價值を最大限に認め、最高度の活用を企圖した。

圖つたのは、ナチスドイツであった。ヒトラーの政權獲得は放送を武器とした。一九三三年彼がドイツの指導者

となるや、前の大戦の敗因が宣傳戦の敗北にあつたことを肝に銘じて忘れぬ彼は、新らしく生れた無線の活用に最大の努力を傾け、ドイツをして世界」のラヂオ國たらしめんと決心し、爾來あらゆる積極の方策を講じた結果、聴取者數は逐年飛躍的な増進を示し、政權獲得當時四百數十萬であつたものが現在では既に千三百萬近くにならうとしてゐる。

ナチスドイツに於てはラヂオ聴取は國民の義務なりと稱され、「一定の放送は強制的に聴取を命じられる。黨と役所と放送會社とが一體となつた強力な組織が播報について放送事業を運轉する。「國民受信機」と稱する優秀低廉な受信機が、業界その他關係方面の協力で出来上り、莫大な實行を示してゐる。放送内容はしきり改善され、ドイツ人の最も愛好する音樂の時間は逐年増加し、放送は極めて魅力あるものとなつた。そして國民を感動の埠場の中に叩き込むやうな指導者の効果が、事あるごとに放送を通じて直接全國民に呼びかけたのである。放送によつて總統と國民とは完全に一體となつた。總統

の一言一句が同時に全ドイツ國民の心中に銘され、全國民がドイツの運命に決定的な大事件の経過に於てその體験を共にするのであつた。かくてドイツ國民は放送の帶によつて、いかなる外敵にも脅かされぬまでに堅く精神的に團結することが出來たのである。總統一たびマスクを通して獅子吼すれば、全國民直ちに之に應じてハイクを通じて響くれば、全國民直ちに之に應じてハイルを叫ぶまでに訓練されたのである。

かくて放送は、對外宣傳の武器として、又對内指導思想防衛の武器として、十二分にその整備を施され、既に各國共準備時下的戰爭機關として武力戦に先行し最も華々しい活躍を續けてゐたのであつた。各國の放送に對する關心はいやが上にも増大した。

それが遂に頂點に達して爆發した。一九三九年八月三十一日午後八時（わが國の昭和十四年九月一日午前四時）正規軍の支援をもつボーランド便衣隊がドイツ領土部シレジア・グラヴィツの放送局を襲撃、之を占據したのである。放送局に侵入せる暴徒は「放送」を目的とした。

彼等は携行のハンディマイクロフォンを駆じて、グライ

ヴィッツ・ボーランド放送局とアナウンスし、ドイツに對する悪口と反対とを叫び立てた。かくて今次大戦は開始せられたのである。一九三九年に於ける放送の重要性は、遂にこゝにまで至つたのである。

三、今次戦争と放送の活躍

戦争勃発と共にまき起された放送戦の凄しさは全世界を驚かせた。今をかねての放送軍備はその偉力を極度にまで發揮したのである。各國の政府及び指導者は放送を通じて全國民に呼びかけ、相手國に又全世界にその聲を叩きつけたのであつた。

即ち八月三十一日の夜、ドイツ政府が對波、對英交渉決裂を放送を通じて發表したのを始め、九月一日ドイツ國會に於けるヒトラー總統のボーランド膺懲の大演説も滿場怒濤の如き拍手と共に全世界に放送された。これに對し英佛側に於ても、チャーチル首相は九月三日午前十一時十五分、英國の對獨宣戦をラヂオを通じて聲明し、グラデュ佛首相は同じく九月三日午後五時ラヂオに

よつてフランスの決意を表明し、英帝ジョーダン六世も九月三日午後八時ハッキンガム宮殿から全英帝國臣民に呼びかけられ、開戦の理由を縷述の上全國民の歎起、各自の義務履行を要望され、「恐らくは英國の歴史上最も宿命的と思はれるこの重大時期に、余は國內及び海外にある各戸の英國國民に對してこのメッセージを送る。余は恰かも余が自ら各戸の閥を越えて諸君に親しく呼びかけてゐるやうに諸君の一人々々に向つて同様の深い感動を以て語つてみる」と述べられた。更に九月三日午後ラヂオを通じ、ドイツは英佛兩國政府の對獨最後通牒を考慮することを拒否し、又右通牒に盛られた要求を満足せしめることを拒絶した旨發表した。一國の運命を決する重大事がすべて放送によつて運ばれて行つたのである。英獨遂に干戈の下に相見ゆることの宣せられるや、九月三日ヒトラー總統は放送を通じて「ドイツとしてはいかなる犠牲を拂ふとも断乎英國と戦はざるを得ない事情を説き去り説き來り國民の奮起を促す大辭辯をふるつた。

一方大戦勃發とともに米國の態度が極度に重視されるに至つたが、三日午後九時ルーズベルト大統領はラヂオ

を中外に聲明、「イタリアの利害は地中海にあり、その平和維持に對しては絶大の關心をもつて旨を述べ中立の態度を鮮明にしたのである。



× 放送メイドン・ドン・ラジオ局

を通じて全國民によびかけ、米國の中立維持を聲明した。さらにイタリアは九月十日放送を通じて獨立の立場

各國の放送は、指導者の熱誠によつて全國民にその行動方向を與へると共に、戰況ニュース・國歌・歎歌・愛國歌、軍歌・軍樂行進曲を喰えつけた。全國民の士氣は之がだめいかに鼓舞せられたことか。獨軍前線からの報告放送がいかに全ナイス人の血を湧かせたことが、更にワルシャワ市陥落の當日たる九月二十七日の午後二時半に至るも、なほ放送を繼續した同地放送局の悲壯な市街戦實況放送は、また同市スカルチスキ市長の断末魔の叫びは、いかに全ボーランド人の愛國心を奮起ししめ又對外放送としての效果を奏したことか。

更に戰争の長期化に伴ひ堂々たるシンフォニーがいかばかり常規を逸せんとする國民の統御に役立つてゐるか、又外國に對していかに無言の壓力を與へるものであるか。今や慰安的放送も亦平時以上に重大な役割を擔つてゐるのである。

對外電波戦は凄じい限りである。前記各國指導者の演説は中・長波によつて近接國へ、又短波に乗つて遠く、世界の隅々へまで傳へられ絶大の效果をあげることを得

た。英皇帝の演説はチエンバレン首相の演説と共に、三日午後から數十時間にわたり英・佛・獨・伊・葡・西の六ヶ國語で、三十分乃至一時間毎にニュースと共にくりかへし、コードで放送された。更に英首相の如きは四日夜自らドイツ語を以て放送し、英國の相手はドイツ國民ではなくナチス政權なりと稱し、ドイツの國內崩壊を企てた。ドイツ又戰争開始と同時に長・中・短波十數箇の強力電波を用ひて英佛獨語の放送を終日間断なく實施し、ダイヤルのどこを廻してもベルリンがはいつてくるやうに工作した。更に英、獨は相互に猛烈な相手電波に對する妨害工作を行つた。

宣傳戰の激化は、ドイツ政府をして、自國防衛のため對波軍事行動開始の九月一日、早くも即日施行の命令を以て外國放送の聽取を嚴禁し、違反者には最も重い刑を課するに至らしめたのであつた。次いで戰時宣傳の常として眞實と虚偽とが入り亂れ、常に相反する主張が兩当事國の間に戰はされて世界はその判断に迷ふことになつた。例へば九月三日、英國がドイツ潜水艦に撃沈され



歐洲戦争と印度の動向

外務省情報部

40

通常、單に「印度」と稱するものは印度帝國の謂であり、

日本本土に約七倍する領域を占め、その中には、印度皇帝即ち英國國王の代表者たる印度總督の直轄する十一州及び總督により任命される高級委員の直轄する四地方を含む

英領印度(全印領域の六割一分と全印人民の七割七分を占む)と、皇帝直屬の土侯諸國大小六百有餘のすべてが含まれて居り、前者と後者は關稅の税率さへもあながち同一ではないと云ふ状態にある。

なほ、印度の人口總數は三億九千萬近くと見なされてゐるが、その内で印度教徒は六割八分を占め、回教徒は

二割三分、佛教徒三分、キリスト教徒一分八厘、他に英國人十六萬、英印人十四萬、猶太人三萬等が數へられてゐる。

そして去る第一次大戰に際し印度は、通計百三十萬の出兵と軍費三十億圓と號せられた對英援助に酬いる代價として、完全自治権供與の豫約を英國當局から得たのである。

され、三回の英印開埠會議を経て改正印度統治法が生れるが、戰後その豫約は容易に實現せず紛爭を重ね、次いでサイモン(英國現務相)現地調査團の報告を基礎として立案部分的にはそれが昭和十二年四月より實施され、最近は同法の根本をなす全印聯邦組織の二歩手前で何れも足踏みの状態にあつた。

(一) 今日の印度には、英國の統治をめぐり三つの地元勢力が並んでゐる。

その第一に舉げられるのが印度教徒と一部の回教徒から成立つてゐる國民會議黨でガンドイーを最長老に仰いでゐることは餘りにも有名であり、第二には回教徒の大部分から成る全印回教徒聯盟で、第三には六百数十を算する土侯諸國の統治階級である。中でも會議黨が最も有力であるのは

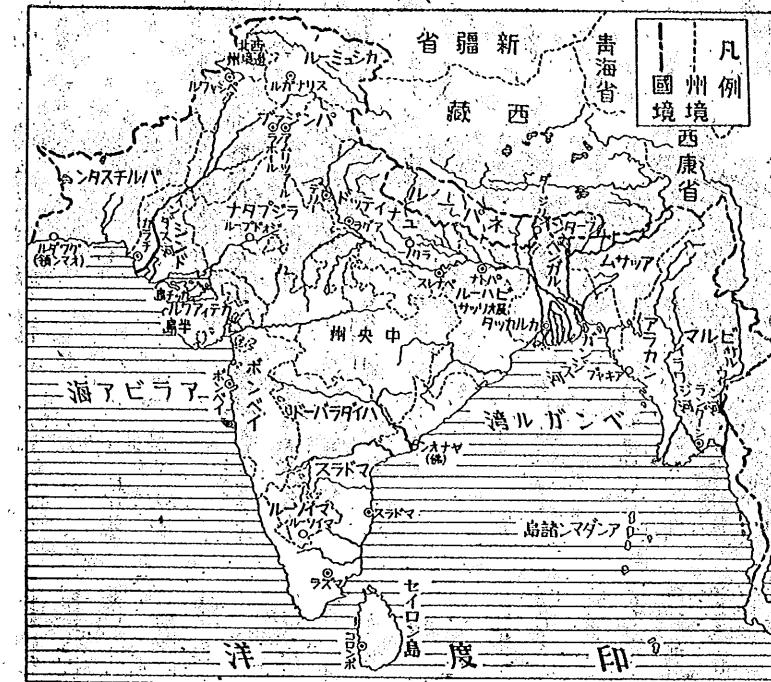
云ふまでもないが、それら三勢力とも自派のみを以てしては印度の大勢を左右することが出來ず、しかも三派いづれも容易に相一致せず、そのために印度の政情は不安をくりかへして來るのである。

先づ、國民會議黨の動向を見れば、去る昭和五、六年の世界不況以來黨内には左翼分子が勢力を得てゐたが、支那事變の勃發となり一方的な宣傳に躍らせられ、日本をはじめ侵略者呼ばはりするに至り、次いでナショナル解體をめぐるドイツの鮮先を窺見させられるに及び、さしあたり英國

の治下に難を避けて日獨勢力の伸張に對抗せねばならぬと云ふ意識が黨の大勢を支配し、勢ひ對立關係は比較的穩健化するに至つた。

それにもかゝらず、あくまでも即時に印度の完全獨立を主張し、或る期限つきの最後通牒を英國當局へ手交し、それが容れられぬ場合、印度全民衆の不服從運動に訴ふべしとする左翼系の指導者ボースは、つひに會議黨近來の大勢に押されて黨總裁の地位を追はれ、黨内右翼の漸進派を代表するラサードが去る四月以來黨總裁となつてゐる。

その後ボースは會議黨と別箇の立場に於て即時反英獨立を標榜する急進派の糾合につとめてゐるが、それに對し黨内最長老のガンドイーは、「もはや今日まで漕ぎつけた印度は、あへて暴力行使せずとも獨立の實現されるであらう」と稱して共産主義者に印度政界進出の機會を與へるものに外ならない」と稱し、印度人の印度を創るために實力行使する事をあくまでも反対して來るのである。



又、黨内左翼一方の長老と仰がれるホーリーでもさへも左翼急進派の行動を「誇大な言辭」を用ることにより印度の獨立を英國當局から獲得出来るといふやうな考へ方は、自己欺瞞も甚だしいものである」と冷評してゐる程である。

會議黨は今年の五月に歐洲政局の悪化と呼應して既に印度の資源を印度人の同意を得ずして英國が戦争を利用することに絶対不賛成の決議を行つた。

(三)

そして去る九月三日英國國王(兼印度皇帝)の對獨開戰宣言に引つき、翌日リンリスゴー印度總督は、特に會議黨元老としてのガシディーを招き、會議黨の對英協力を要望したのに對し、ガシディーは、「自分自身は英佛側に對し人道的立場から同情してゐるが、貴

下と何らの諒解や協定を結び得る立場に居らない」と答へたと傳へられた。係を強化する意圖あり」と言明し、英國當局が戰後に次いで九月六日に至り、ガシディーは、「ヒトラー總統は暴力のみを知り神を知らぬ」と評し、ヒトラー總統に戰闘に對しガシディーは、次のやうな頑硬意見を表明行爲の停止を要求したのである。

又、九月十五日終了した會議黨執行委員會の緊急會議

は、戰爭が平和かに對する印度の態度は印度人自身が決定すべきものであり、外部よりの指令によつて動かされることを欲せずと稱し、且つファッショ及びナチスの主義や態度を排斥し、民主主義の支持を公然と表明したのであるが、同時に、英國が眞に民主主義擁護のために戦ふものならば、先づ印度に完全な民主主義制度と自由とを與へるべきであると叫び、英國當局今后の態度如何により會議黨の對戰根本方針を決定すると迫り答つた。

その後、印度總督はガシディーとも兩三回の會見を重ねる外、會議黨領袖連の説得につとめたが、妥協に至らず、去る十月十七日に至り、英國政府は今次大戰終後、印度が自治領諸國中に適當な位置を保つやう英印間の紐帶關係を決定する。

英國政府は、自治領の地位附與が對外政策の目標である。

44

非協力の動きを示すに至つたのである。

英國政府は、自治領の地位附與が對外政策の目標である。事と改めて誓約する。たゞ民族階級間の内訌のため問題が紛糾したものであり、これは彼等印度人自身のことと英國側に實はないのである。」云々と説いた。

(四)

そのボーア聲明に對しガンディーは、「その協調的句調を多とするが、獨立に至らざる自治領云々は印度にとつて果して何物を意味するであらうか」と述べ、プラサド黨總裁やスリル長老その他も、印度が國內紛争を有してゐるからとて全き自由を約束されぬと稱するボーア聲明は、會議黨に對する挑戦にも等しく、英國は依然として印度の内部的獨立に口を利り言を左右しつゝありと通評してゐる。

そして會議黨の執行委員會、それらの應酬に前後して、總督の聲明は全く満足であり、會議黨は英國を支持することを得ず。第一歩として各州に於て會議黨員の組織する内閣（英領印度十一州中の八州が會議黨内閣である）に辭職を要請する旨の決議を採擇し、十月三十日に至りマドラス、ユナイテド兩州内閣次いで三十一日にはボンベイ、ビハール兩州内閣がその意を體して總辭職を行ひ、以て對英

次に印度三天勢力の第二として、全印回教徒聯盟は、對英非協力的な國民會議黨と極めて親英的な土侯諸國との中間に伍し、反對勢力たる反英の會議黨に對抗する必要上、從來やゝすれば親英派と見られてゐるが、大戰勃發直後、の九月五日、ガンディーについて同聯盟總裁シンナも印度總督に招ぜられて、回教徒人民の對英協力を懇望されたのであるが、大體に於て英國當局の態度を究明しながらも總督の懇望通りに動いてゐるやうである。

なほ、第三の勢力を形造つてゐる土侯諸國の統治者達によつて從來封建制度の下に享有してゐた特權を根こそぎ失ひはすまいかと危惧する以上に、各土侯同士相互の邦組織へ加入する比率や條件等の取扱めが難關とされてゐる程で、土侯各國相互の關係よりも、土侯國それ

の對英關係の方が遙かに無難とされて來てゐるのである。

従つて、此次の大戰勃發に當り印度帝國を通じ、ハイグラバッド、マイソール、カシュミール等の大土侯達が、率先して對英提携の舉に出でてゐるのは、けだし當然の成行きであらう。

(五)

以上の通り、土侯諸國は勿論、全印回教徒聯盟の英國に對する態度は概して協調的であり、又、國民會議黨も、近來打つゞく國際危機をめぐり、黨の指導權が漸次左翼から離れて右翼に歸し、これは會議黨の大勢が積極急進派から穩健進派の掌中に移つたもの外ならず、換言すれば、獨立運動といふ終局の目標こそ同一ではあるが、排

にあつて穩健進派に屬することは云ふまでもないが、現在の會議黨指導者達は、その一方に於て前總裁で黨内青年ある。

最長老のガンディーも、黨總裁のプラサドも、會議黨内

に屬することは云ふまでもないが、現

在の會議黨指導者達は、その一方に於て前總裁で黨内青年

露光量違いにより重複撮影

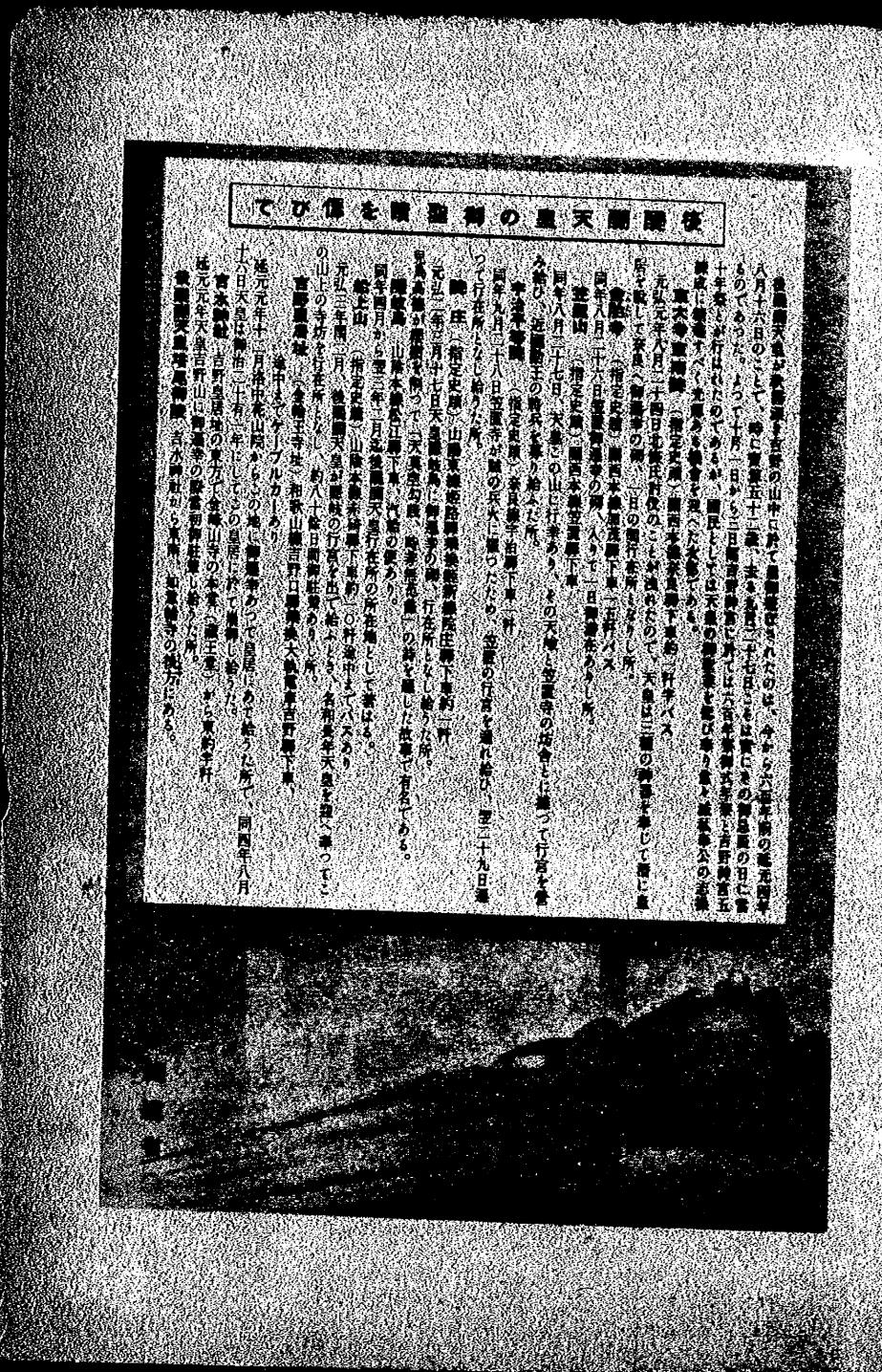
ととかわ 胃腸栄養

人的一資源の確保

結核、胃腸病、乳幼兒虚弱は、我が國の人的資源確保上の三大病とされるが、これを除外して健康を恢復し、進んで体位の向上を圖るには「わかど」とが質用される。世界唯一の複合微生物「わかど」は消化、栄養、殺菌、捨血、下熱、肥胖、体质改善等の廣汎な諸作用を發動して、結核に對する治療力（抵抗力）を增强し、胃腸病の原因的治療を遂行し、乳幼兒の栄養を高等に引上る實効著しく、從つて信頼も亦全國民的である。

株式会社 ととかわ 製造販賣部

錠百三瓦〇九末
錠一百一十六圓一
薬價



露光量違いにより重複撮影

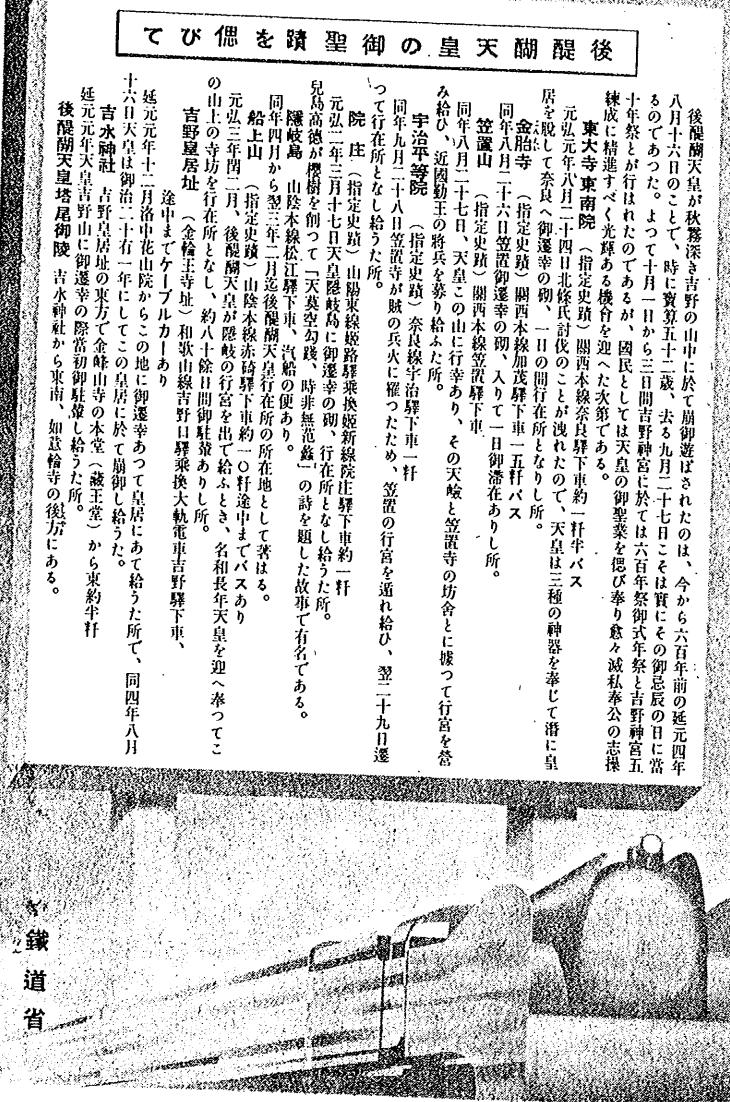
ときがわ 胃腸
栄養

人の資源の確保

諸作用を強力に發動して、結核に対する治療力（抵抗力）を増強し、胃腸病の原因的治療を遂行し、乳幼児の栄養を高等に引上の質効著しく、從つて信頼も亦全國民的である。

銭六圓一
銭三瓦〇九
銭一百

てび 偕 を 跡 聖 御 の 皇 酔 後



後醍醐天皇が秋篠深き吉野の山中に於て崩御遊ばされたのは、今から六百年前の延元四年八月十六日のこと、時に寶算五十二歳、去る九月二十七日こそは實にその御忌辰の日に當つてから三日間吉野神宮に於ては六百年祭御式年祭と吉野神宮五十一年祭とが行はれたのであるが、國民としては天皇の御聖義を偲び奉り愈々誠私奉公の志採成に精進すべく光輝ある機会を迎へた次第である。

東大寺 東南院（指定史蹟）關西本線谷原驛下車約一杆半バス

元弘元年八月二十四日北條氏討伐のことが渢れたので、天皇は三種の神器を奉じて潛に皇帝を般して奈良へ御遷幸の期一日の間行在所となりし所。

金胎寺（指定史蹟）關西本線加茂驛下車一五杆バス

同年九月二十六日笠置御遷幸の期、入りて一日御滞在ありし所。

笠置山（指定史蹟）關西本線笠置驛下車

同年八月二十七日、天皇この山に行幸あり、その天險と笠置寺の坊舍とに據つて行宮を營み給ひ、近臣勧王の將兵を募り給ふた所。

宇治平篠院（指定史蹟）關西本線宇治驛下車一杆

同年四月から翌年二月迄後醍醐天皇行在所の所在地として著はる。

船止山（指定史蹟）關西本線赤穂驛下車約一杆途中までバスあり

元弘三年四月十七日天皇岐鳥に御遷幸の期、行在所となし給うた所。

元弘二年三月十七日天皇岐鳥に御遷幸の期、行在所となし給うた所。

吉野屋居址（金松寺寺址）關西本線吉野山駅下車、途中までケーブルカーあり

延元元年十二月洛中花山院からこの地に御遷幸あつて皇居に於て崩御し給うた所、同四年八月後醍醐天皇塔御陵吉水神社から東南、如笠置寺の後方にある。

報 遊

號日五十月一十

物價上昇
— 貨金臨時措置令の解説 —
結核の絶滅へ
學校教育と結核
陸軍に於ける結核豫防
ラヂオ・ビーコンの話
米國中立法の修正
鐵鋼 戰時統制物資講座(一)

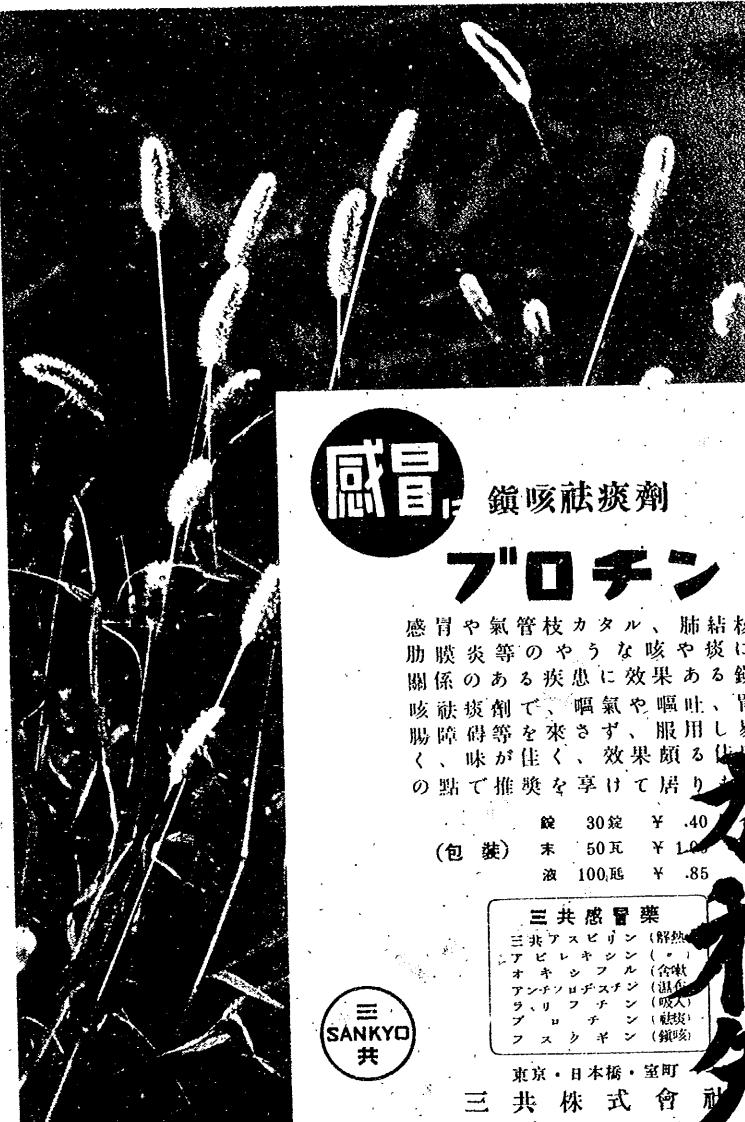
五錢

第一六一號

昭和十二年十月一日第一種郵便物認可
八日第二種郵便物認可
十五日第三種郵便物認可
(毎週二回水曜日發行)

内閣印刷局印刷發行

(判LA5) 格規定國はさ大の書本



感冒
鎮咳祛痰劑
プロチン

肺結核に鎮胃易吸服
胃や氣管支炎等のやうな疾患に氣管
脹胱等の關係ある疾患に氣管
咳嗽剤で、來さず、效果頗る
腸障礙等を除く、味が佳く、享けて居り
の點で推奨を

30錠 ￥ .40
(包裝) 50瓦 ￥ 1.00
液 100瓶 ￥ .85

三共感冒藥
三共アスピリントン(解熱)
レオピクルス(止嗽)
アンチソリューション(鎮咳)
ラリロフチチソン(鎮咳)
ブスクギン(鎮咳)

東京・日本橋・室町
三共株式會社

於福知山

アシシア株式會社
新宿御苑前
電話新宿2-4444